

女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議の開催について

平成 24 年 5 月 21 日

内閣総理大臣決裁

1. 女性の活躍により経済を活性化するための政府の取組について、各府省間で連携の上、重点的に取り組むべき事項を整理し、工程表を策定するため、女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係大臣その他関係者の出席を求めることができる。

議 長 国家戦略担当大臣、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

構成員 外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣

3. 会議の庶務は、内閣府の協力を得て、内閣官房において処理する。